

第14号議案

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成22年2月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年足立区条例第3
1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「25名以内」を「16名以内」に改める。

付 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

情報公開・個人情報保護審議会の委員の数を変更する必要があるので、
この条例案を提出いたします。